

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	生産局農業環境対策課
部署の業務内容	環境保全型農業、有機農業の推進、土壌保全対策、地球温暖化防止のための炭素の土壌吸収源対策の推進、省エネルギー・省資源型農業の推進

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	十分ではないが、丁寧・親切・誠実な対応となるよう努力している。例えば、 ①肥料・燃油高騰対策については、説明会の開催、パンフレット等の作成・ＨＰへの掲載、各方面からの照会、要望に基づくＱ＆Ａ集の作成・ＨＰへの掲載等を実施。直接手紙等でいただいたものには、本人宛に返事を発出。 ②有機農業関連施策では、実践農業者やNPO法人、消費者、流通業界等と直接的な意見交換の場を日常的に持つようにしている。 ③補助事業の公募に関するＨＰについて官房に改善を依頼（対応済）。現在、生産局分の事業について、さらにわかりやすい独自のものを準備作業中。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	上記にもあるとおり、国民からの苦情、要望等には丁寧に対応するよう心がけており、対応が放置されたり、不誠実と批判された事例はないと承知している。しかしながら、対応方法のルール化について、未だに対応できていなかったことは、大いに反省しなければならないものであり、外部からの提供情報の管理マニュアル等も参考としつつ、以下の点などについて早急にルール化したい。 ①受け付け時に確認すべき事項、報告様式 ②情報の共有（報告先、関係課等との調整） ③回答方法、回答期限 ④ＨＰ等への掲載等公表の考え方
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	－	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	×	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	上にも記載したが、以下のような取組を実施。 ①肥料・燃油高騰対策については、説明会の開催、パンフレット等の作成・ＨＰへの掲載、各方面からの照会、要望に基づくＱ＆Ａ集の作成・ＨＰへの掲載等を実施。直接手紙等でいただいたものには、本人宛に返事を発出。 ②有機農業関連施策では、実践農業者やNPO法人、消費者、流通業界等と直接的な意見交換の場を日常的に持つようにしている。 ③事業要件の改正について、理解を深めるための課長レターを作成し、関係県等に配布。 このほか、環境保全型農業や農地の炭素吸収等については、シンポジウム等を開催している。 こうした対応ぶりについては、関係者から好意的に受け止められているところもあるが、改善の余地がある。特に、ルール化について早急に取り組みたい。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	－	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行され则认为られるか。	×	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	環境保全型農業や有機農業については、熱心実践や支援に努める団体等（NPO法人等も多い）があることから、それらの団体等との関わりは多い。また、そのような団体が補助金等を受給するケースがある。さらに、個別事項として、全国土壌炭素調査のような極めて専門性が高い案件については、当該課題に関する知見や経験を有している特定の独立行政法人との関わりが大きい。 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識は十分に持っているつもりであるが、環境保全型農業の推進等の環境政策の場合、政策の推進による業の振興と消費者の利益はおおむね同じ方向を向いていると考えられる。 消費者の意識からみれば、農業生産分野における環境保全や有機農産物の流通拡大をさらに積極的に進めてもらいたいという考え方が一般的であるが、農業者側には、効率性の追求や技術的対応の限界という課題があることも事実。その相互理解を図ることも当課の施策推進にとって重要であると考えている。 さらに、流通業界や生協との人事交流にも取り組んでおり、消費者視点からの施策推進に努力しているところ。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	有機農業の推進や環境保全型農業の推進は、農業生産における化学合成農薬等の使用を減らすことにつながることから、食の安全との関わる。ただし、これがイコール食の安全と短絡的にとらえるのは適当ではなく、安全性については、常に科学的評価に基づき判断されることが必要である。また、土壤汚染防止対策はカドミウム含有米の発生防止、ひいては食品からのカドミウム摂取量の低減に寄与することから、本件については、食の安全業務の一部と認識している。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	当課の発足は、昨年8月であり、BSE発生問題を契機に見直しを行ったという経緯はないが、事故米の問題を契機に土壤改良資材の表示に関する立ち入り検査手続きの見直しを行った。 上記にあるように、当課の業務の推進自体が、総体としては、食の安全の確保や国民の健康を守ることに資するものと認識しているが、産業振興サイドに偏っていないかと問われると自信はない。消費者と農業者の利益調整を行うことも行政の重要な役割と認識している。 当課の業務について、フードチェーンの川下への影響を防ぐということについては、具体的業務として、カドミウム含有米を通じたカドミウムの摂取量を減らすための生産対策を推進ということがあり、関係部局との連携を図りながら、対応を進めている。 この件に関しては、昨年7月に、カドミウムの耐用摂取量を$7\mu\text{g/kg}$体重/週とする食品安全委員会の答申が示され、食品衛生法の基準見直し作業が進められていることから、関係省庁、省内関係局と連携しつつ対応しており、従来に比べて、関係局との相互理解も進みつつある。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	－	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	×	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	－	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	×	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○	食料生産としての農業生産活動に働きかけを政策的に行う以上、食の安全と全く無関係ということではなく、程度問題であると認識している。潜在的可能性を常に念頭に置きつつ業務に努めたい。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			